

社会福祉法人多摩養育園
養護老人ホーム檜の里
契約入所 利用契約書

◆◇目次◇◆

- 第1条 (契約の目的)
- 第2条 (契約期間)
- 第3条 (支援及びサービス)
- 第4条 (利用料等)
- 第5条 (保証金)
- 第6条 (契約の解除)
- 第7条 (緊急時の対応)
- 第8条 (身元保証人)
- 第9条 (賠償責任)
- 第10条 (個人情報保護)
- 第11条 (苦情処理)
- 第12条 (協議事項)

様（以下「契約利用者」という。）は、社会福祉法人多摩養育園 養護老人ホーム 檜の里（以下、「施設」という。）を契約入所するに当たり、下記のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1条（契約の目的）

施設は、契約利用者が心身ともに充実した明るい生活を送ることができ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約利用者に対して施設の利用及び各種支援（サービス）を提供し、契約利用者は施設に対して、それらに係る利用料等を支払います。

第2条（契約期間）

この契約期間は、令和 年 月 日から 令和 年 月 日までとします。

- 2 契約満了の30日前までに、契約利用者から施設へ申し出がない限り、本契約は期間満了日の翌日から1年間、自動更新され、以降も同様とします。
- 3 本契約は第6条に基づく「契約の解除」が行われない限り、これを継続します。

第3条（支援及びサービス）

施設は、契約利用者の安否を定期的に確認することを原則とし、契約利用者が目標を達成するための支援やサービスを、契約利用者の求めに応じて提供することができます。ただし、支援やサービスの内容は、施設で提供可能なものに限られます。

第4条（利用料等）

利用料の額については、別表（料金表）に基づき、契約利用者へ通知します。契約利用者は、通知された月毎の金額を確認のうえ、施設へ支払います。支払い方法は現金払いのほか、指定口座への振り込みとし、滞納のないよう努めることとします。

- 2 月の途中に入退所する場合は、日割り計算とします。
- 3 契約利用者が正当な理由なく上記利用料を3か月以上滞納した場合、施設が契約利用者に対して滞納額を催告したにもかかわらず、2週間以内に支払いがない時は、施設は全部または一部の支援とサービスの提供を停止することができます。

第5条（保証金）

契約利用者は、施設への本契約締結に際し、保証金として月額利用料1ヶ月分を預託するものとします。

- 2 利用料等の未払いなど、契約利用者の債務不履行が生じた場合は、施設は保証金からこれら債務の弁済に充当することができます。
- 3 契約利用者が本契約を解除後、施設は保証金の額から契約利用者の金銭債務の額を差し引いた残額を、遅滞なく契約利用者へ返還するものとします。

第6条（契約の解除）

契約利用者が本契約を解除する場合、契約終了を希望する日の30日前までに施設へ申し入れするものとします。

- 2 契約利用者が諸事情等により長期間居室を不在とする場合、施設、契約利用者、身元保証人の間で協議して本契約を解除することができます。
- 3 契約利用者が契約解除の申し入れを施設に行わず居室を退居したときは、施設が契約利用者の退居の事実を確認した翌日から起算し、14日目を持って本契約は解除されたものとします。
- 4 その他、契約入所者が集団生活の秩序を乱して他の入所者に迷惑をかけた場合や、本契約を継続しがたいほどの背信行為があった場合など、施設長が必要と判断したときは本契約を解除できます。

第7条（緊急時の対応）

施設は、契約利用者が急病若しくは火災等緊急避難を要する事態が発生した場合に備えて、常に万全の管理体制がとれるよう配慮します。

第8条（身元保証人）

契約利用者は、居住支援法人等の援助を受けることなども含め、入所（居）時に身元保証人を2名立てるものとします。

- 2 身元保証人は、契約利用者の緊急事態等に対応できる方（施設近隣市区町村在住の方等）を立てるものとします。ただし、真にやむを得ない特別の事情があると認められ、身元保証人がいない場合はこの限りではありません。

第9条（賠償責任）

天災、事変その他の不可抗力及び火災、盗難、暴動、あるいは外出中の不慮の事故により、契約利用者が受けた損害、災難について施設は一切賠償責任を負わないものとします。ただし、施設の故意又は重大な過失による場合は、この限りではありません。

第10条（個人情報保護）

施設の職員は、業務上知り得た契約利用者及びその家族の個人情報については、契約利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことがないように努めます。

第11条（苦情処理）

施設は、契約利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情相談受付窓口を設置するなど必要な措置を講じます。

第12条（協議事項）

この契約書に定めのない事項については、必要に応じて施設、契約利用者間において協議し誠意をもって解決します。

以上の通り、施設、契約利用者、身元保証人は記名（署名）押印のうえ契約し、その証として各1通ずつ保有します。なお、自署の場合、押印は不要とします。

契約日 令和 年 月 日

施設名 住所： 〒193-0802
東京都八王子市犬目町560番地
氏名： 社会福祉法人多摩養育園
養護老人ホーム檜の里
施設長 上野 秀子 印

契約者 住所：
氏名： 印

身元保証人1 住所：
氏名： 印

身元保証人2 住所：
氏名： 印